

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団国体振興事業大会開催費補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、松山市におけるスポーツの育成を図るため、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が、国体における正式競技種目のジュニア選手の育成を図るため、財団が設置するスポーツ団体振興協議会（以下「協議会」という。）の加盟団体（以下「団体」という。）が行う大会に要する経費の一部に対する補助金（以下「大会開催費」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 大会開催費は、次の第1号から第3号全てに該当するもの、または第4号に該当するものに対し交付する。

- (1) 国体正式競技種目の大会であること。（但し、特別競技種目は除く。）
- (2) 原則として松山市で行われる大会であること
- (3) 小学生または中学生を対象とする大会であること
- (4) その他理事長が特に認めた場合

(対象経費)

第3条 大会開催費の対象となる経費は、大会の開催に必要な直接経費で次の各号に掲げる経費とし、その基準は当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 報償費 審判員等への謝金、楯、メダル等
- (2) 需用費 消耗品費
- (3) 役務費 通信運搬費、保険料等
- (4) 会場費 会場使用料
- (5) その他の経費 理事長が特に認めた経費

(大会開催費の額)

第4条 理事長は、1競技種目1回に限り予算の範囲内で大会開催費を交付する。

- 2 大会開催費の額は、50,000円を上限とし、対象経費が50,000円に満たない場合は、対象経費の額とする。

(大会開催費の交付申請)

第5条 大会開催費の交付を受けようとする団体は、理事長に大会開催費交付申請書を大会開催期日の1か月前までに提出しなければならない。

(大会開催費の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、大会開催費交付決定通知書により通知するものとする。

(計画変更の承認)

第7条 大会開催費の交付決定を受けた団体は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更についてはこの限りでない。

(1) 大会の補助対象経費の額を変更しようとするとき

(2) 大会の内容を変更しようとするとき

2 理事長は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更することができる。

(大会の中止)

第8条 大会開催費の交付決定を受けた団体が、大会を中止しようとするときは、大会中止届を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 大会開催費の交付決定を受けた団体は、大会が終了した日から1か月以内に（ただし、年度末の場合は、翌年度の4月10日までに）大会開催費実績報告書（を提出しなければならない）。

(大会開催費の交付時期及び方法)

第10条 大会開催費は、前条の規定による報告書等に基づき、大会が申請どおり実施されたことを確認した後に交付する。

2 大会開催費の交付決定を受けた団体が、大会開催費の交付を受けようとするときは、請求書を提出しなければならない。

(大会開催費の返還)

第11条 理事長は、団体が虚偽の申請その他不正な手段により大会開催費の交付を受け、又は大会開催費の交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(大会開催費の経理)

第 12 条 団体は、補助対象大会についての収支簿を備え、他の経理と区分して収入額及び支出額を記載し、大会開催費の使途を明らかにしておかなければならない。

(委 任)

第 13 条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。